平成２５年（フ）第９６４号
広島市中区基町16番４―403号
破産者　コニシ宝飾こと　小西　伸弘
1　決定年月日　平成26年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１４号
広島県庄原市口和町金田481番地
破産者　渋川トモエ
1　決定年月日　平成26年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所三次支部

平成２５年（フ）第２６号
広島県三次市南畑敷町346番地１
破産者　金行　大輔
1　決定年月日　平成26年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所三次支部

平成２５年（フ）第５４５号
福岡市城南区堤１丁目８番１号
破産者　麻生　祐美
1　決定年月日　平成26年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１５４４号
福岡市博多区三筑２丁目２番37号
破産者　竹下美佐代
1　決定年月日　平成26年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２２８号
大分県速見郡日出町大字真那井2486番地、開始決定時の住所大分県別府市大字鶴見1728番地の６
破産者　亀井　　學
1　決定年月日　平成26年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２３０号
大分県速見郡日出町大字真那井2486番地、開始決定時の住所大分県別府市大字鶴見1728番地の６
破産者　亀井　真次
1　決定年月日　平成26年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第６４号
鹿児島県鹿児島市武岡５丁目22番15号
破産者　竹下　一幸
1　決定年月日　平成26年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第３６９号
鹿児島県鹿児島市下伊敷１丁目50番23―309号
破産者　郡山　　忠
1　決定年月日　平成26年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第３７０号
鹿児島県鹿児島市下伊敷１丁目50番23―309号
破産者　郡山　幸子
1　決定年月日　平成26年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第３３号
仙台市泉区八乙女中央２丁目１番40号　若生ハイツ202
破産者　星　　圭
1　決定年月日　平成26年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第１７６９号
横浜市栄区飯島町527番地　飯島団地３街区３棟305号
破産者　星野　　修
1　決定年月日　平成26年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２１２０号
横浜市中区曙町１丁目２番地　平山ビル201号室
破産者　堀江　正浩
1　決定年月日　平成26年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第８１８号
広島市中区基町20番１―1156号
破産者　海見　和之
1　決定年月日　平成26年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１４８２号
福岡市西区小戸１丁目35番２―306号
破産者　坂本　尚之
1　決定年月日　平成26年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第９７号
福岡県嘉麻市漆生1516番地３
破産者　冨山久美子
1　決定年月日　平成26年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２５年（フ）第９７号
新潟県上越市大字岩木1133番地７
破産者　渡邊　元美
1　決定年月日　平成26年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所高田支部

平成２５年（フ）第８５３号
大阪府河内長野市向野町781番地17―108号
破産者　宮崎　祝子（旧姓岡上・土井・和田・藤野）
1　決定年月日　平成26年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１０５９号
堺市東区北野田158番地22
破産者　髙野　幸弘
1　決定年月日　平成26年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第３２２号
奈良県北葛城郡河合町星和台１－１－３―11号棟303号、住民票上の住所奈良県北葛城郡河合町高塚台２丁目17番地３
破産者　オートギャラリー西大和大阪テクニカルセンターこと　道場　康博
1　決定年月日　平成26年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係